# 大阪府域における フロン排出抑制法に係る事例について

大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課

#### 立入検査で確認された例

- 対象機器の把握が不十分 冷蔵冷凍機器は把握しているが、空調機は把握していない 空調機の点検はしているが、研究で使用している冷蔵冷凍機器は点検していない
- ∅ 簡易点検の頻度が半年に1回
- ∅ 簡易点検を実施しているが、記録項目漏れ
- ∅ 定期点検を認識していたが、未実施
- ∅ 算定漏えい量を把握する体制が整備されていなかった

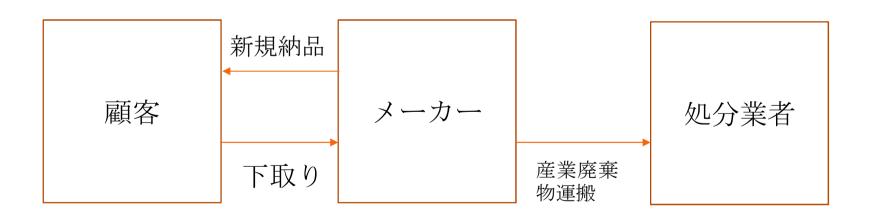
#### 立入検査で確認された例(廃棄時等)

- 機器更新の際、既設機器のフロンの引渡しにおいて行程管理票が使われていた(委託確認書を交付)が、記載されていた充塡回収業者は府の登録がなされていなかった。
- 建物の解体工事において、元請業者から第一種特定製品の設置の有無に関する説明を受けておらず、フロンの引渡し(フロン回収)にあたって行程管理票が使われていなかった。

- ○支店等は、本社で一括して管理している場合がほとんどであり、支店等 の事業所の責任者は、「全く知らない」、「わからない」、あるいは、「あま り理解していない」場合が多い。
  - →社内での意識向上が必要
- ○簡易点検の点検表の項目で、「△」「×」となっていても、簡易点検を委託している業者から、担当者が理由を聞いておらず、修理が必要かどうかの判断をできない状況となっている。

内機吹出 TO ℃	"冷水出口 11°C	冷水出口 10℃	冷力
異常振動·異常運転音状況	_	-	
外板及び周辺の油のにじみ	_	_	
外板及び熱交換器腐食、錆、きず 汚れなど	_		
異常振動・異常運転音状況	0		
外板及び周辺の油のにじみ	0	9	
外板及び熱交換器腐食、錆、きず 汚れなど	0	0	
風がでているか (Vベルト点検確認/サイズ 本数)	-	-	
(発泡法・電子式ガス漏れ検知器)	0	0	

- 〇メーカーにおいて、下取り商品を産業廃棄物と判断し、運搬業者に引き 渡す際、フロンの有無を確認せずに処理してしまった。
  - →運搬業者に委託する際の伝票に「フロンの有無」のチェック欄を設け 適正処理できるように改善した。



- 〇「産業廃棄物置き場」と「使用可能な業務用エアコン置き場」が隣接していたため、産業廃棄物を引き渡す際、一緒に使用可能な業務用エアコンを引き渡し、誤って廃棄処分してしまった。
  - →「産業廃棄物置き場」と「使用可能な業務用エアコン置き場」を離し、 何の置き場か明確に認識できるように対策をした。

産業廃棄物置き場

使用可能な 業務用エアコ ン置き場

# ご清聴ありがとうございました。

#### 関連ホームページ

- ●フロン排出抑制法 ポータルサイト(環境省) http://www.env.go.jp/earth/furon/
- ●フロン排出抑制法 パンフレット・リーフレット・環境省説明会資料(環境省) <a href="http://www.env.go.jp/earth/furon/gaiyo/sanko.html">http://www.env.go.jp/earth/furon/gaiyo/sanko.html</a>
- ●フロン排出抑制法に関すること(大阪府)
  <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/furon2/">http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/furon2/</a>

(お問合せ)大阪府産業廃棄物指導課排出者指導グループ 電話:06-6210-9570